

## 令和2年第7回廿日市市議会（第4回臨時会）条例案新旧対照表

報告第25号	広島県市町総合事務組合理約の変更について	1
議案第87号	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	3
議案第88号	特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	9
議案第89号	会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	11



広島県市町総合事務組合理約の変更について新旧対照表

○広島県市町総合事務組合理約（昭和35年指令地第803号）

（下線の部分は改正部分）

改正後		改正前	
別表第1（第2条関係） 竹原市 （略） 宮島ボートレース企業団 （削る） 三原広域市町村圏事務組合 （略） 広島県後期高齢者医療広域連合		別表第1（第2条関係） 竹原市 （略） 宮島ボートレース企業団 <u>世羅三原斎場組合</u> 三原広域市町村圏事務組合 （略） 広島県後期高齢者医療広域連合	
別表第2（第3条関係）		別表第2（第3条関係）	
共同処理する事務	組合市町	共同処理する事務	組合市町
(略)		(略)	
2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、三原広域市町村圏事務組合、広島中央環境衛生組合、広島県後期高齢者医療広域連合	2 地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第69条及び第70条の規定による議会の議員その他非常勤の職員に係る公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する事務	竹原市、三原市、庄原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町、神石高原町、世羅中央病院企業団、広島県市町総合事務組合、安芸地区衛生施設管理組合、芸北広域環境施設組合、広島中部台地土地改良施設管理組合、宮島ボートレース企業団、 <u>世羅三原斎場組合</u> 、三原広域市町村圏事務組合、広島中央環境衛生組合、広島県後期高齢者医療広域連合
(略)		(略)	



職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

○職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3・4（略） 5 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 6（略）</p>	<p>（期末手当） 第23条（略） 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （1）～（4）（略） 3・4（略） 5 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。 6（略）</p>

改正後	改正前
<p>（期末手当）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>6 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第23条 （略）</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 再任用職員に対する第2項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「100分の72.5」とする。</p> <p>6 （略）</p>

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条（略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の170</u>」とする。</p>

改正後	改正前
<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p>	<p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 （略）</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第22条第3項、第22条の2第1項及び第23条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）」とあるのは、「災害派遣手当（武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。以下同じ。）及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成25年条例第3号。以下「任期付職員条例」という。）第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当」と、給与条例第22条第3項中「職員」とあるのは「職員及び任期付職員条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（以下「特定任期付職員」という。）」と、給与条例第22条の2第1項中「定める職員」とあるのは「定める職員及び特定任期付職員」と、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の165</u>」とする。</p>

改正後	改正前
<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなるもの（規則で定める職員を除く。）には、<u>令和3年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>附 則 （給料の切替えに伴う経過措置）</p> <p>7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額（平成21年12月1日において次の各号に掲げる職員である者にあつては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）には_____、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

○職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（平成27年条例第7号）【第6条関係】

(下線の部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号)附則第7項から附則第9項までの規定による給料の額を含む。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には、<u>令和3年3月31日までの間</u>、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>	<p>附 則 (給料の切替えに伴う経過措置)</p> <p>3 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員(再任用職員を除く。)で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年条例第23号)附則第7項から附則第9項までの規定による給料の額を含む。)に達しないこととなるもの(規則で定める職員を除く。)には_____、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。</p>

議案第88号

特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○特別職の職員等の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（昭和63年条例第10号）【第1条関係】

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（給与の額等）            第3条（略）            2・3（略）            4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>（給与の額等）            第3条（略）            2・3（略）            4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の225</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

改正後	改正前
<p>（給与の額等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の222.5</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>	<p>（給与の額等）</p> <p>第3条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 市議会議員には期末手当を、市長等には通勤手当及び期末手当を、職員の給与に関する条例（昭和31年条例第15号。以下「給与条例」という。）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により支給する。この場合において、給与条例第23条第2項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の220</u>」と読み替えるものとし、同条第4項において規則で定めることとされている割合は、同項の規定にかかわらず、100分の20とする。</p>

議案第89号

会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

○会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第18号）

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（第2号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第15条（略）</p> <p>2 第2号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p> <p>（第1号会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第26条（略）</p> <p>2 第1号会計年度任用職員の期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の130</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>（1）～（4）（略）</p> <p>3・4（略）</p>